

# 面会に関する規程

北九州湯川病院及び北九州湯川病院 介護医療院における《面会》に関する事項について、下記の通り定めるものとする。

## 第1条（目的・基本方針）

入院・入所中の患者・入所者とその家族等の面会について、患者・入所者の療養環境の質の向上及び尊厳の保持に資するだけでなく、その家族等との関係維持及び円滑な退院支援を行う上でも、重要であるため、面会の機会を妨げないようにする。

## 第2条（面会の規則）

### 1.面会者について

面会できるものは、原則として次に掲げる者とする。

家族、親族、それに準ずるキーパーソン、患者・入所者が希望する者。

面会者の人数は、少人数とする。ただし面会者に感染症が疑われる症状がなく、ご家族等身近な者が感染症にかかっていない者。

### 2.面会時間等

面会時間は、原則として毎日 13時から19時までとする。

面会時は病院玄関入口にて体温チェックを行い、スタッフステーションにて『面会簿』を記載する。

面会時間は原則20分程度とするが、個室利用者の場合は時間制限はなしとする。

### 3.面会遵守事項

病院・介護医療院が定める面会受付方法や手指消毒、不織布マスクの着用等の感染対策に協力すること。面会者、面会時間、面会方法等を守ること。感染対策等により面会方法、時間等が変更になった場合は、病院・介護医療院の職員の指示に従うこと。

面会者は、静粛を旨とし他の患者、病院職員等に迷惑を及ぼさないようにすること。

病院の敷地内での喫煙・飲酒など、院内で禁止された行為を行わないこと。病棟・療養棟内で飲食・撮影・録音行為、その他病院が不相当と認める行為を行わないこと。

前項を違反した場合、又はその恐れがあると認めるときは、直ちにその面会を中止することができる。

## 第3条（面会の制限）

感染対策等でやむを得ず家族等の面会を制限する場合は、病院長及び管理者の承認を得るものとする。また、患者・入所者、家族等から面会に関する相談があった場合には、制限の状況等を丁寧に説明することとする。なお、制限の内容等は以下とする。

### 1.院内感染防止上、必要がある場合

病院長又は管理者は、制限の内容について、制限の起因となった事柄を病院長・管理者、看護部長、事務部長が参加する運営会議にて審議を行う。審議内容は、「制限する期間」「面会可能な時間帯」「見解可能な人数・続柄」「面会時の注意点」などを指す。

### 2.制限時の対応

面会制限中であっても、患者・入所者の状態や状況に応じて、面会の確保に努めること。

必要に応じて、オンライン面会等の代替策の検討を行なうこととする。

## 第4条（その他）

本規程については、院内掲示及びホームページで案内を行い、感染症流行状況、法令・通知、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に見直しを行うこととする。事項については、運営会議にて協議することとする。